

議案第73号

沼田市介護保険条例の一部を改正する条例について

沼田市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月1日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市介護保険条例の一部を改正する条例

沼田市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号及び第4号中「補てん」を「補填」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めること。

第11条第1項第1号及び第4号中「補てん」を「補填」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めること。

附則第6条中「各年の特例基準割合（当該年の前年に）」を「同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「割合をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第6条の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

2 この条例による改正後の沼田市介護保険条例附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。